

盛岡地方振興局長告示第15号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年4月17日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101396	あんじゅう	盛岡市永井20地割17番地62	平成21年4月14日

2 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102121	あんじゅう	盛岡市永井20地割17番地62	平成21年4月14日